HITACHI

資格の時代

安全のライセンス

労働安全衛生法による

資格取得の総合
がイドブック





労働局長登録教習機関

◎ 株式会社日立建機教習センタ

http://kyosyu.hitachi-kenki.co.jp/index.html

デャレンジする貴方をお待ちしています!

懇切、丁寧な指導で、あなたに資格を!!

「開設 昭和42年」50有余年の歴史と経験豊富な講師陣、全国15ヶ所の教習所で皆様のお役に立つ教習種目をそろえてお待ちしています。



▲宮城教習所



▲実技場(福岡教習所)



▲北海道教習所



▲埼玉教習所



運転教習に関する業務、

発展させてきた建設機械等の

組織を引継ぎ、

平成7年2月に総合的な 専門教習機関として

設立されました。

— 北海道教習所

〒061-3242 北海道石狩市新港中央2-766-3 TEL:0133-64-6388 FAX:0133-64-6148

旭川出張所

〒079-8451 北海道旭川市永山北1条10-13-38 TEL:0166-40-0538 FAX:0166-46-3311

宮城教習所

〒985-0843 宮城県多賀城市明月2-3-1 TEL:022-364-6143 FAX:022-364-6678

群馬教習所

〒371-0104 群馬県前橋市富士見町時沢2803 TEL:027-230-5311 FAX:027-230-5314

栃木教習所

〒321-0215 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3462 TEL:0282-82-8508 FAX:0282-82-8943

水戸出張所

〒311-0102 茨城県那珂市向山1269-1 TEL:029-352-0285 FAX:029-352-0286

茨城教習所

〒300-0136 茨城県かすみがうら市戸崎2328 TEL:029-828-2370 FAX:029-828-2369

埼玉教習所

〒340-0004 埼玉県草加市弁天5-33-25 TEL:048-931-0121 FAX:048-931-8482

神奈川教習所

〒252-0206 神奈川県相模原市中央区渕野辺2-5-8 TEL:042-730-6716 FAX:042-730-6717

山梨教習所

〒400-0211 山梨県南アルプス市上今諏訪709 TEL:0120-493-160 FAX:0120-493-115

愛知教習所

〒444-0232 愛知県岡崎市合歓木町字屋下1-1 TEL:0564-57-7123 FAX:0564-57-6300



〒811-0119 福岡県粕屋郡新宮町緑ヶ浜2-1-1 TEL:092-963-3634 FAX:092-963-4447

大牟田出張所

〒836-0067 福岡県大牟田市四山町80-47 TEL:0944-59-1125 FAX:0944-59-1126

岡山教習所

〒710-0001 岡山県倉敷市三田274-1 TEL:086-464-5411 FAX:086-464-5420

京都教習所

〒618-0071 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字岸畑22 TEL:075-957-4944 FAX:075-957-4951

労働安全衛生法による資格取得について

安全に作業を行うための資格とは何?

労働安全衛生法では安全に作業を行っていただくために、法で定められた危険 又は有害な業務に従事するときは、その業務に係わる資格を有する者でなければ、 当該業務に就いてはならないとされています。その資格には、免許、技能講習、 特別教育、安全衛生教育があります。



免許

国家試験に合格すると免許証が交付されるもので、移動式クレーン運転士免許など20数種類あります。移動式クレーンやクレーンは教習所で実技教習を修了すると、国家試験の受験の際、実技が1年間免除されますので、学科試験のみ受験すればよいことになります。

|||||**p**4記載

技能講習

都道府県労働局長に登録した教習機関 (教習所)で講習を修了すると技能講習 修了証が交付されるもので、車両系建設 機械運転技能講習や玉掛け技能講習 など30数種類あります。

p4~p5記載

特別教育

事業主が責任をもって行う教育ですが、一般的には教習所が事業主に代わって実施しており、小型車両系建設機械やローラー運転特別教育など50数種類あります。

安全衛生教育

事業主は危険又は有害な業務に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならないとされており、車両系建設機械運転業務従事者安全衛生教育(再教育)や職長教育、刈払い機取扱い作業者などがあります。

||||| p6記載

教習種目って 色々あるんですね~

多彩な教習種目を 揃えて皆様の チャレンジを待っています!



教習種目

運転士免許の実技教習

移動式クレーン(吊り上げ荷重5t以上)

対象機種

- ●クローラクレーン
- ●トラッククレーン
- ●ラフテレーンクレーン
- ●フローティングクレーンなど



クレーン・デリック(クレーン限定)(吊り上げ荷重5t以上)

対象機種

- ●天井クレーン
- ●橋形クレーン
- ●ジブクレーン
- ●クライミングクレーン
- ●アンローダ
- ●ケーブルクレーン



技能講習

車両系建設機械(整地、運搬、積込及び掘削用) 《機体質量3t以上》

対象機種

- ●ドラグショベル
- ●パワーショベル
- ●トラクタショベル
- ●ブルドーザーなど



車両系建設機械(解体用)《機体質量3t以上》

対象機種

- ●ブレーカ
- ●鉄骨切断機
- ●コンクリート圧砕機
- ●解体用つかみ機



玉掛け《吊り上げ荷重1t以上》

対象機種

- ●吊り上げ荷重が 1t以上のクレーン 移動式クレーン
- ●揚貨装置



不整地運搬車《最大積載量1t以上》

対象機種

- ●クローラキャリア
- ●ホイールキャリア



車両系建設機械(基礎工事用) 《機体質量3t以上》

対象機種

- ●くい打機 ●くい抜機
- ●せん孔機、アースドリル
- ●アースオーガー
- ●リバース サーキュレーション ドリルなど



小型移動式クレーン《吊り上げ荷重1t以上5t未満》

対象機種

- ●積載形トラッククレーン及び移動式クレーン運転士 免許の対象機械で吊り上げ荷重5t未満のもの
- ●クレーン付き 油圧ショベル (MLクレーン)



床上操作式クレーン《吊り上げ荷重5t以上》

対象機種

●天井クレーン、橋形 クレーンで床上で 運転し、運転者が 荷物とともに移動する クレーン



フォークリフト《最大荷重1t以上

対象機種

- ●内燃機関式
- 上定雷●



教習種目

技能講習

高所作業車《作業床の高さ10m以上》

対象機種

- ●トラック式
- ●ホイール式
- ●クローラ式



ショベルローダー等

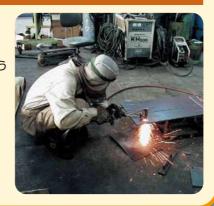
対象機種

- ●ショベルローダー
- ●フォークローダー
- ※2輪駆動のもの

ガス溶接

対象業務

●可燃性ガス及び 酸素を用いて行う 金属の溶接、 溶断等を行う 設備の取扱い



安全衛生教育

危険有害業務従事者教育(概ね5年ごと)

- ●車両系建設機械(整地等)再教育
- ●車両系建設機械(基礎工事用)再教育
- ●玉掛け再教育
- ●フォークリフト再教育

能力向上教育(概ね5年ごと)

■職長·安責能力向上教育(再教育)

その他安全衛生教育

- ■職長·安全衛生責任者
- ●振動工具取扱作業者(チェーンソー除く)
- ●刈払い機取扱い作業者
- ●木造解体作業指揮者に対する安全教育
- ●丸のこ等取扱従事者 他



特別教育

小型車両系建設機械(整地等)《機体質量3t未満》

対象機種

- ●車両系建設機械 (整地等)技能講習 対象機械の 小型のもの
- ●ドラグショベル
- ●ブルドーザー
- ●ホイールローダー



- ●電気式



玉掛け《吊り上げ荷重1t未満》

対象機種

- ●吊り上げ荷重が 1t未満のクレーン
- ●1t未満の移動式 クレーン
- ●1t未満のデリック の玉掛けの業務

締固め用機械《制限なし》

対象機種

- ●タイヤローラー
- ●ロードローラー
- ●振動ローラー
- ●ハンドガイド

ローラー



フォークリフト《最大荷重1t未満》

対象機種

●内燃機関式



クレーン《吊り上げ荷重5t未満》

対象機種

- ●クレーン・デリック(クレーン限定) 運転士免許の対象機械の小型のもの
- ●吊り上げ荷重が5t未満のクレーン
- ●吊り上げ荷重が5t未満の跨線テルハ





自由研削といし

対象業務

●研削といしの 取替え又は 取替え時の 試運転の業務



高所作業車《作業床の高さ10m未満》

対象機種

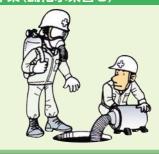
- ●トラック式
- ●ホイール式
- ●クローラ式



第2種酸素欠乏危険作業(硫化水素含む)

対象業務

●酸素欠乏危険場所 での作業



アーク溶接

対象業務

●アーク溶接装置の 取扱い、及びアーク 溶接等の作業



伐木(チェーンソー)

対象業務

●胸高直径70cm未満の 立木の伐木、 かかり木の処理 又は、造材の業務



その他特別教育

- ●巻上げ機(ウインチ)の運転
- ●石綿使用建築物等解体等
- ●低圧電気取扱作業
- ●足場の組立て等の作業
- ●フルハーネス型墜落制止用器具







予約方法

カンタンWeb予約

Webで簡単に申し込みができます!



24時間、受付可能!

Web予約なら24時間受付可能です。 手の空いた時間にサクッと予約が可能!



1117-2

入力した情報の手書きが不要!

Web予約で、お客様情報を入力→入力した内容が受講申込書に反映される! 予約完了画面からダウンロード、印刷し申込日など必要項目を手書きするだけ! 受講申込書は受講初日にお持ちください。

111713

複数の予約が"1回で"できる!

複数の講習を受講いただくとき、1回の予約で複数種目を選択できます。

TEL-

営業時間内に複数の

予約をしなければならない。

FAX-

受講種目ごとに受講者名を 手書きしなければならない。

Web予約なら・・・

◎お好きな時間に、1回必要事項を入力するだけ! 詳しい方法は次のページで。



力划列》Web予約

Webで簡単予約

- ①ご受講予定の教習所のホームページを選択
 - ➡「受講予約」をクリック







②「種目を探す」をクリック



③受講する種目を選択



4 受講するコースを選択

➡「日程を選ぶ」をクリック



5 受講する日程をクリック



6予約人数を入力

➡「予約人数を保存」をクリック



⑦ 予約に進む |> をクリック ▼

→予約情報などを入力し、予約完了

予約完了後は予約情報が反映された受講申込書をダウンロードできます。 受講初日にお持ちください。(必要事項追記の上)

注目事第

出張講習対応いたします!

要望①

講習日時や場所を指定したい!

講習の時期や開催場所より講習可能か確認し、 調整させていただきます。

要望2

複数の資格を取得したい!

それぞれの資格が講習可能か検討し、 極力対応いたします。

要望³ 会社で使用している機械で講習してほしい!

講習に使用できる機械(法令に沿った検査の有無、機械の不具合など)であるか、事前に確認し講習いたします。

※一定の人数(10人前後)を集めていただきます。

出張講習のご相談はお近くの教習所までお問い合わせ下さい。



企業のお客様へ このようなご相談も 承ります!

新入社員や社員の教育計画に 合わせて資格取得させたい! 宫城教習所 群馬教習所 栃木教習所 水戸出張所 茨城教習所 埼玉教習所 神奈川教習所 山梨教習所 京都教習所 京都教習所

事業者様の教育計画やご都合に合わせた 複数資格の取得プランをご提案致します!

^{まずは} お気軽にお問い合わせください!

お知らせ

外国の方向け、講習始めました!

日立建機教習センタでは、 外国の方への安全第一の 講習を行っています。

※通訳者を手配いただく可能性もあります。



対象講習

車両系建設機械	玉掛け	フォークリフト	小型移動式クレーン				
(整地等)	技能講習	運転技能講習	運転技能講習				
高所作業車	ガス溶接作業	クレーンの	アーク溶接				
運転技能講習	技能講習	特別教育	特別教育				

※その他、講習開催については、各教習所へお問い合わせください。

中国語

対象言語

英語

ポルトガル語

ベトナム語

足場の組立て等の作業

足場の組立て等特別教育を行っています。

平成27年7月1日から施行されており 「平成29年7月1日」以降は

「特別教育」を受講、修了』していないと 足場の組立て等の業務に 従事することができません。

日立建機教習センタでは、 足場の組立て等作業の 特別教育 を開催しております。





人材開発支援助成金

わずかな負担で資格取得を!!

事業主が従業員の技能向上のために要した経費や賃金の一部を国が援助する制度です。

下記条件を満たしている中小建設業事業主が対象です。

- ① 資本金3億円以下、または従業員300人以下
- 2 雇用保険料率が12/1000に加入(平成30年度)
- 3 受講者が被保険者で、受講時間の7割を終了していること
- 4 受講料は会社で負担すること
- ⑤ 受講期間中、受講者へ賃金を支払うこと(残業代、休日受講分も含む)



※受給対象のご確認やお問い合わせは所轄の労働局(または、ハローワーク)へ

講習予約



1 講習受講

②支給申請 書類

労働局 or ハローワ<mark>ーク</mark> 受理後・・・



お客様

わずかな費用で 資格取得が 可能!

助成対象講習

【技能講習】

車両系建設機械(整地等) 車両系建設機械(解体用) 車両系建設機械(基礎) 玉掛け 小型移動式クレーン 床上操作式クレーン 高所作業車 不整地運搬車 ガス溶接

【特別教育】

小型車両系建設機械(整地等)(基礎工事用)(解体用) ローラー 玉掛け(1t未満) アーク溶接 高所作業車(10m未満) クレーン(5t未満) 巻上機 足場の組立て等 低圧電気 フルハーネス型墜落制止用器具

【安全衛生教育】

車両系建設機械(整地等)

【国家資格】

クレーン運転実技 移動式クレーン運転実技

※制度の内容が変更する場合があります。 最新の内容やご不明な点は所轄の労働局(またはハローワーク)へお問い合わせください。

Q&A



受講の申込方法、 受講料の支払方法を 教えてください。



インターネットでの予約ができるようになりました。 予約はインターネットをお勧めします。 また、受講料のお支払いは、各教習所ホームページ 「受講案内」→「ご予約された方へ」、「受講料のお支払い・ 振込み」ページをご確認ください。

0

運転経験や取得済みの 資格の証明が 必要とのことですが? A

講習によっては、お持ちの資格や経験によりコースが 異なる為(詳しくはホームページをご覧ください。) 事前に受講資格の確認をさせていただいております。 そのため申込書と共に取得されている資格証や 運転経験証明をFAX等で提出していただく ことになります。(一部免除申請書)

Q

外国人ですが 受講できますか?



ある程度、日本語が理解できれば受講可能です。 また、外国の方向けのコースも行っています。 まずは、お近くの教習所にてご相談ください。

Q

修了証を紛失して しまいました。 A

取得された教習所で再発行できます。必要書類を 郵送、またはご持参ください。 氏名の書替もできます。 詳しくはホームページをご覧ください。

Q

複数の修了証があって 保管が大変です。



A

取得された教習所が同じであれば、技能講習、特別教育、安全衛生教育ごとに、一つにまとめることができます。

ただし、取得された教習所が異なれば、一つにまとめる ことはできません。ご了承ください。

(例:埼玉教習所+神奈川教習所→X)



教習所と教習種目

										•	印は	定期二	コース	▲ E	印は不	定期:	コース
		教習所	北	旭	宮	茨	水	栃	群	埼	神	山	愛	京	岡	福	大
			海								奈						牟
教	習 種		 道	Ш	城	城	戸	木	馬	玉	Ш	梨	知	都	Ш	畄	Ш
教実	1	移動式クレーン				•				•	•			•			
習技	2	クレーン・デリック (クレーン限定)	•														
	3	車両系建設機械(整地、運搬、積込及び掘削用)	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•
	4	車両系建設機械(基礎工事用)	•	•							•		•	•	•	•	
技	5	車両系建設機械(解体用)	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•
12	6	小型移動式クレーン	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
能	7	玉掛け	•	•	•					•				•	•	•	•
130	8	 不整地運搬車	•	•	•		•		•	•	•	•		•	•	•	
講	9	床上操作式クレーン	•	•		•						•				•	•
	10	フォークリフト	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
習	11	高所作業車	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	•
	12	ガス溶接作業	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	13	ショベルローダー等						A			A						
	14	小型車両系(整地等)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	15	小型車両系(基礎)	A					•									
	16	小型車両系(解体)							•						A		
	17	ローラー	•	•	•	•	•		•	•	•			•	•	•	•
	18	 玉掛け(1t未満)													A		
	19	フォークリフト (1t未満)	•					A			•	•	•	•	A		
特	20	自由研削砥石	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
10	21	アーク溶接	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
別	22	高所作業車(10m未満)	•		A	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	23	クレーン(5t未満)		•	A	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
教	24	第2種酸素欠乏危険作業			•	•	•		•	•	•	•	•	•	A	•	•
	25	粉じん作業			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	A	•	
育	26	巻上機の運転の業務	A		•	•	•					•	•	A	A		
	27	伐木等の業務(小口径)	•	•				•	•	•	•	•	•	•	•		
	28	石綿使用の建築物等の解体業務	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	A			
	29	低圧電気取扱作業				•	•	•					•		•	•	
	30	タイヤ空気充てん						•									
	31	足場の組立て等の作業				•	A	•	•	•	•	•	•	•		•	•
	32	フルハーネス型墜落制止用器具	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	33	車両系整地(再教育)	•	•	A					A			A				
	34	車両系基礎(再教育)	A													A	
安	35	玉掛け(再教育)	•	•				A		A		•	_				
全	36	フォークリフト(再教育)						A		A		•	A			•	•
衛	37	木造解体作業指揮者に対する安全教育			•	•	•	•	•	•	•	•	•	_	A		
	38	振動工具取扱作業者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
生	39	刈払い機取扱い作業者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
教	40	職長·安全衛生責任者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	
育	41	職長・安全衛生責任者(再教育)			•			A	•	•			A				
	42	有機溶剤作業従事者											•				
	43	丸のこ等取扱従事者	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	_	•	•

補足質料

クレーン等の運転資格による運転可能な機械と玉掛け作業 ●印

		クレーン サーン 等		[] 	5 t 以 上				5 t s	5 制限荷重	5 1 t	1 t 未 満	注意
クI 運	レーン等 転資格の種類	ン等の種類というでは、ファイン等の種類を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	クレーン	(運転士が荷とともに移動) (運転士が荷とともに移動) しなければ運転できないもの) トーン (では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	移動式クレーン	デリック	(制限荷重5t以上) 揚貨装置	クレーン	デリック	揚貨装置	小型移動式クレーン	小型移動式クレーン	修了者とみなす
	S37年10月 までに取得	起重機運転士	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•
	S37年11月~	クレーン運転士		• •	•			•					•
	S47年3月 までに取得	デリック運転士 揚貨装置運転士				•			•				
	0, 5,5,7,1,3	クレーン運転士											0 *
免		移動式クレーン運転士											*
	S47年4月~	デリック運転士											• *
許		揚貨装置運転士											•*
	H10年3月~	クレーン運転士(床上限定)		• •				•					*
		クレーン・デリック運転士(限定なし)	•	• •				•	•				別但
	H18年4月~	同上(クレーン限定)	•	• •				•					別途玉掛け技能講習修了証が必要但し、昭和53年10月1日以降の免許
		同上(床上運転式限定)		• •				•					け 技 技 在
技能	床上操作式クレ	ノーン		•				•					10 護月
講習	床上操作式クレーン 小型移動式クレーン										•	•	1000円
4+	クレーン							•					証以降
別	7 移動式クレーン											•	が必要の
特別教育	デリック								•				別途玉掛け技能講習修了証が必要※但し、昭和53年10月1日以降の免許証は
Ħ	揚貨装置									•			ız

建設機械施工技士における労働安全衛生法に定める各種運転技能講習との関係

●印は有資格者 ▲印は必要な講習科目を一部免除 ×印は免除なし

技能講習の 種類 建設機械 施工技士		車両系建設機械 (整地・運搬・積込 み用及び掘削用) 運転技能講習	車両系建設機械 (基礎工事用) 運転技能講習	車両系建設機械 (解体用) 運転技能講習	不整地運搬車 運転技能講習	高所作業車 運転技能講習	小型移動式 クレーン 運転技能講習	
1級 建設機械 施工技士		● ただし、トラクター系又は ショベル系建設機械に 相当する操作施工法を 選択した者	● ただし、基礎工事用 建設機械に相当する 操作施工法を 選択した者	(注)●(▲) ただし、ショベル系 建設機械に相当する 操作施工法を 選択した者	● ただし、トラクター系 建設機械に相当する 操作施工法を 選択した者		▲ ただし、ショベル系 又は基礎工事用 建設機械に相当する 操作施工法を 翌日 たぎ	
		▲ 上記以外の者	▲ 上記以外の者	▲ 上記以外の者	▲ 上記以外の者		選択した者	
	第1種	•	A	•	•	•	×	
	第2種	•	A	(注)●(▲)	A	A	A	
2級 建設機械	第3種	•	A	A	A	A	×	
施工技士	第4種	A	A	A	A	A	×	
	第5種	A	A	A	A	A	×	
	第6種	A	•	A	A	A	A	

(注)車両系建設機械(解体用)運転技能講習●(▲)については、平成25年7月の改正労働安全衛生規則の施行に伴う、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)が車両系建設機械に新たに追加されたため、鉄骨切断機等については運転業務には就くことができない。既存のブレーカについては運転業務に就くことができる。よって、1級(2種相当)及び2級(2種)の有資格者であったとしても、上記鉄骨切断機等の運転業務に就く場合には、車両系建設機械(解体用)運転技能講習を受講する必要がある。